旅館業法に基づく簡易宿所（民泊等）への規制強化（旅館業法施行条例の改正）-パブリックコメントの実施

1　背景

簡易宿所等の増加に伴い、騒音等に関する周辺住民からの苦情が増加していることから、県では旅館組合や関係市町から意見を聞きながら規制強化の検討を進め、このたび県の旅館業法施行条例の改正による規制強化案を取りまとめました。
ついては、条例改正案について、パブリック・コメントを実施します。

2　規制強化（案）

	現行	強化方針（案）
方法	指導要領	国通知を参考に条例で方針を定め、詳細は規則に記載
内容	**罰則のない行政指導** 市、警察と連携し、 随時注意・指導	**①周辺住民への事前説明制度（非常駐型施設）** ・許可申請手続前に周辺住民等へ施設の概要や管理体制等を説明することを義務化 **②標識の設置（非常駐型施設）** ・施設の管理者や連絡先等を記載した標識の設置を義務化 **③宿泊者の迷惑行為対策** ・宿泊者へのルール説明（ゴミ処理や騒音等）を義務化 ・迷惑行為発生時の迅速な対応を義務化 **④措置命令等** ・勧告、業務改善命令の実施。従わない場合は営業者名等を公表

※施行時期（予定）　R9.10～：新規許可施設のみ施行、R10.10～：既存許可施設も含め完全施行

3　パブリックコメント

（1）**実施期間**　令和８年１０月２３日（金）～　令和８年１１月１３日（金）

（2）**意見等提出方法**　直接持参、郵送、FAX、電子メール

ﾊﾟﾌﾞﾘｯｸｺﾒﾝﾄ 県HP
（10/23 0時公開）

＜問い合わせ先＞保健医療部生活衛生課　TEL：078-362-3254　MAIL：seikatsueiseika@pref.hyogo.lg.jp

参考①民泊サービスの法律比較

	国家戦略特区法	住宅宿泊事業法、条例	旅館業法、条例
所管省庁	内閣府	国土交通省、厚生労働省、観光庁	厚生労働省
主な用途	都市部、長期滞在向け	空家・副業対策	一般的な宿泊事業
手続（設置基準）	認定（**比較的緩い**）	届出（**緩い**）	許可（**厳しい**）
営業区域・日数の制限	営業区域は条例で規定 宿泊日数は２泊３日以上	営業区域及び日数は条例で規定 年間の営業日数は180日以内	制限なし
近隣住民とのトラブル防止措置	条例で規定	①周辺住民へ事前説明 ②宿泊者の迷惑行為対策 ③標識の設置 ④措置命令等	**左記と同程度に条例で今回規定**
備考	本県は該当なし	条例で区域・日数制限は規定済み	住専地域では営業禁止（都市計画法）

参考②全県の状況

(1)簡易宿所の設置状況

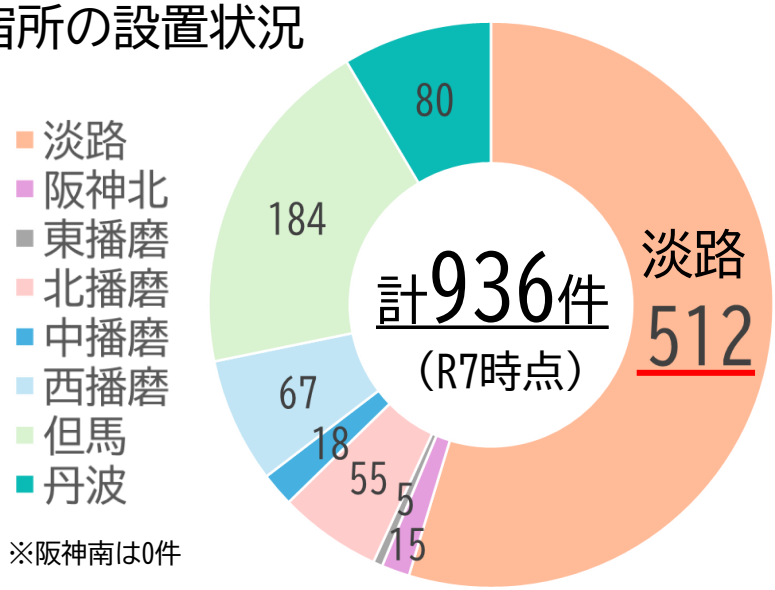

※阪神南は0件
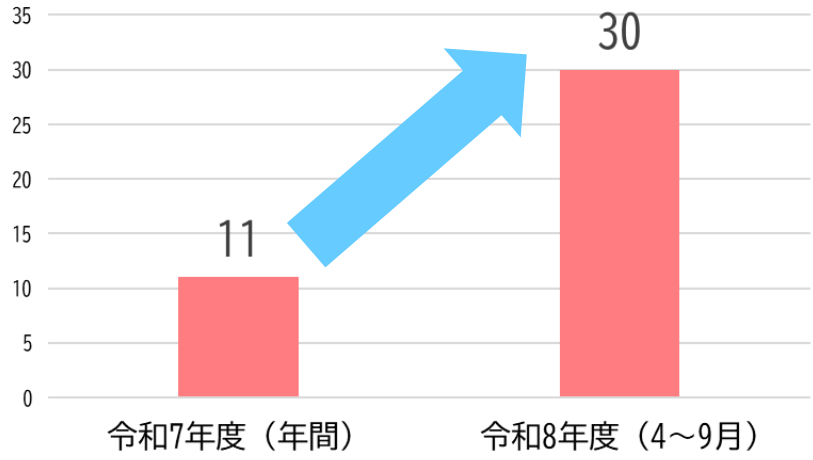
(2)旅館業施設に対する苦情の状況